

良い明細書の作成方法

会員 後藤 高志



要 約

従来から、良い明細書とは広くて強い権利の取得を可能とする明細書であり、良い明細書の作成方法については、良い権利書という観点から論じたものが多い。しかし、明細書は、権利化以前からも特許業務の中心を占めており、権利者以外の者も様々な立場から明細書に関与する。明細書を作成する弁理士は、様々な者が関与する特許業務を円滑に進めていく推進者として、そのことにも留意すべきである。本稿では、良い権利書を作成するという観点は当然のこととして、それ以外に、特許業務を円滑に進めていくうえで良い明細書とは何かを種々の観点から考察し、良い明細書の作成方法について論ずる。具体的には、発明者、知財担当者、審査官等、第三者、弁理士のそれぞれの立場から見て良い明細書とは何かを考察する。そして、これらの者すべてから評価されるために、「速く読める」、「追加・修正が容易」、「作成しやすい」、「クレーム補正がしやすい」、「特許性主張点の把握が容易」、「引用発明等との対比が容易」、「読みやすさ・明確性」、「技術内容の確認が容易」という条件を満たすことが重要であり、そのために効果的だと思われるいくつかの明細書作成方法について述べていく。

1. はじめに

特許業務の中心にあるのは明細書（なお、本稿でいう「明細書」とは、特許法上の特許請求の範囲及び明細書の両方を合わせたものをいうこととする。）である。良い明細書の必要性や重要性は、今更論ずるまでもない。

明細書の最も重要な役割は権利書としての役割である。そのため、従来から、良い明細書とは広くて強い権利の取得を可能とする明細書であり、良い明細書の作成方法については、良い権利書という観点から論じたものが多い。例えば、特許請求の範囲には不要な限定事項は記載せず、発明の詳細な説明では、実施形態として多様な形態を挙げること等である。

しかし、明細書は、権利化以前からも特許業務の中心を占めており、権利者以外の者も様々な立場から明細書に関与する。明細書を作成する弁理士は、広くて強い権利を取得することを第一義的に考えるのは勿論だが、様々な者が関与する特許業務を円滑に進めていく推進者として、そのことにも留意すべきであろう。

本稿では、良い権利書を作成するという観点は当然のこととして、それ以外に、特許業務を円滑に進めて

いくうえで良い明細書とは何かを種々の観点から考察し、良い明細書の作成方法について論ずることとする。

2. 良い明細書について

2.1 良い明細書とは

特許業務として様々な業務が存在するが、代表的な特許業務を挙げるとすれば、以下のようなものであろう。

- ①発明者による発明の創造
- ②知財担当者による発明の発掘・抽出
- ③弁理士による明細書の作成
- ④審査官・審判官による審査・審理
- ⑤第三者による公報の閲覧
- ⑥ライセンサーとライセンシーによる実施許諾契約
- ⑦特許侵害訴訟

そして、これらの業務の中心にあるのは明細書である。明細書を弁理士が作製する「商品」だとすれば、その商品を購入するのはクライアントである。しかし、審査官や第三者などのように、クライアント以外の者も、自己の業務を遂行するために明細書を使用する。明細書という商品のユーザは、クライアント以外にも存在する。

これらの業務が円滑に遂行されるか否かは、明細書の善し悪しに大きく影響される。とすれば、明細書の善し悪しを決めるのは、クライアントだけでなく、上記業務を行う者全員であろう。良い明細書とは、クライアントのみならず、特許業務に携わる多くの者のニーズを満たし、それらの者すべてから評価が得られるような明細書なのではないだろうか。

そこで、まず、それぞれの立場から見て、良い明細書とは何かについて検討する。

2.2 発明者の立場

発明者が明細書に深く係わるのは、弁理士が作成した明細書原稿をチェックする時である。発明者は、明細書を読むことで、自分の発明が客観的に見てどのようなものであるかを確認し、どのような権利を目指すのかを把握する。発明者が明細書を読む目的は、新たな情報を得ることではなく、自分の発明が明細書にきちんと記載されているかを確認することである。それゆえ、発明者が明細書に望むものは、そのような確認がしやすいことであろう。

大多数の発明者は特許に関しては素人である。専門書や学術論文を読むことに慣れている発明者であっても、明細書を読むことには慣れていない場合が多い。また、発明者の多くは、研究、開発、設計などを主な業務としており、明細書のチェックはいわば付随的な業務に位置付けられる。それゆえ、発明者は、なるべく手間暇をかけずに明細書をチェックしたいものである。発明者にとって、明細書は読みやすいものであることが望まれる。いわゆる特許用語と呼ばれる難解な用語は避け、一般的な用語を用い、平易な表現で発明を説明することが好まれる。

また、発明者は技術の専門家であり、細部であっても技術的な正確性を重んじるものである。技術内容に誤りがあれば、たとえそれが特許的に重要な部分でなくても、その部分が気になり、肝心の重要部分についてチェック漏れ等を招くおそれがある。発明者にとって、明細書は技術内容を正確に記載したものであることが望まれる。

2.3 知財担当者の立場

ここでいう知財担当者とは、企業における知財部門の担当者のものであり、発明者から発明を抽出し、弁理士を使ってその発明を権利化し、その後、権利の活用を図っていく者である。個人発明家や中小企業等の案件では、知財担当者が存在しない場合もあるが、特

許出願の多くは知財担当者のいる企業の出願であり、多くの場合、知財担当者が重要な役割を担う。

発明者が主に技術的な観点から明細書のチェックを行うのに対し、知財担当者は主に特許的な観点から明細書のチェックを行う。すなわち、知財担当者は、発明の技術的範囲が適正かどうか、出願後における多様な補正が可能であるか、特許性が十分に主張できるような内容となっているか、等をチェックすることが期待されている。そのような特許的な観点からチェックを行う者にとって、明細書は、どのような点で特許性を主張するのが明確に記載されていることが望まれる。そのためには、従来技術→従来技術の課題→課題解決手段という一連の流れが明確であり、課題解決手段によってもたらされる作用効果が明確に記載されていることが望ましい。それにより、出願に係る発明（以下、本願発明という。）と従来技術との相違点や本願発明の特徴が明確となり、特許性の主張点が自ずと明らかになるからである。権利内容はクレームによって画定されるため、クレームの記載が最も重要であることは言うまでもない。知財担当者がクレームを読んだだけで発明の内容が十分に理解できるよう、クレームの記載は明確でなければならない。発明は、その発明を構成する複数の構成要素が有機的に連関することによって成り立っている。クレームチェックは、構成要素に漏れがないか、不要な構成要素が記載されていないか、それら構成要素間の関連付けが適切かといった観点から行われることが多い。それゆえ、クレームチェックを行う知財担当者にとって、発明を構成する要素がどれで、それらの要素がどのように関連しているかが明確であることが望まれる。

通常、知財担当者は数多くの案件を抱えているため、1件当たりには費やすことができる時間には限りがある。したがって、知財担当者にとって、明細書は速く読めるものであることが好ましい。明細書のチェックの際には、明細書を一字一句読むと言うよりは、いわゆる斜め読みを行いながら、重要な箇所のみを念入りに読むことが多い。そこで、明細書のどこに何が書いてあるかが一目瞭然であることが好ましい。また、クレーム中の各構成要素が実施形態の何に対応し、それが明細書のどこに記載されているかが瞬時に分かることが望ましい。さらに、各クレームの発明の効果がどこに記載されているかが一目瞭然であることが好ましい。そのように記載されていれば、知財担当者は、

特許的な観点からチェックすべき箇所をより少ない時間と労力で発見することができ、ひいてはチェック全体に要する時間を短縮することができるようになる。

また、知財担当者は、企業の大局的な知財戦略に基づいて各出願を位置付け、その出願によってどのような権利を取得すべきかを考えている。明細書の説明に技術的な誤りがなく、クレームの内容が明確であったとしても、知財担当者には、知財戦略の観点から内容の追加を指示すべきときがある。知財担当者にとって、明細書はそのような追加が指示しやすいものであることが望まれる。それゆえ、足りない内容が何か容易に分かり、それを明細書中のどの箇所に追加すべきかを容易に把握できるような明細書が好ましい。

さらに、知財担当者は、出願後に各種の特許管理を行う。例えば、権利化の必要性を検討したうえでの審査請求の要否の決定、自社のパテントポートフォリオの確認などである。特許管理に際しては、各出願又は各権利の内容を迅速かつ正確に把握する必要がある。そのためには、明細書は迅速に読めるものであることが好ましく、また、特許性がどこにあるのが明確であることが望ましい。

また、権利の活用を図る知財担当者にとって、権利内容が明確な明細書であることが望まれる。内容がつかみにくい明細書では、権利活用に係わる多数の人にとって、明細書の内容の理解に多くの時間が費やされることになる。また、各人の理解の程度にばらつきが生じ、社内における意見がまとまらず、円滑な権利の活用が図りにくくなるおそれがある。

2.4 審査官、審判官、裁判官の立場

出願後、明細書は、審査・審判（以下、単に審査等という。）の対象となる発明を特定する役割を果たす。また、特許侵害訴訟等において、明細書は、イ号物件等と対比される特許発明を特定する役割を果たす。したがって、審査官・審判官にとっては、明細書は審査等を迅速かつ正確に行いやすくするものであることが望まれる。同様に、裁判官にとっては、明細書はイ号物件等が特許発明の技術的範囲に属するか否かを迅速かつ正確に判断しやすくするものであることが望まれる。

通常、審査等では、本願発明と引用発明とを対比し、それらの一致点及び相違点を明確にしたうえで、相違点の評価を行うという手法がとられる。それゆえ、審査官・審判官にとっては、明細書には、引用発明と対比しやすい形で発明を記載してあることが望まれる。

発明の対比は、発明の構成要素ごとに行うことが多い。審査官・審判官は、発明のどの構成要素（又は構成要素の組み合わせ）が公知であり、どの構成要素（又は構成要素の組み合わせ）が新規であるのかを判断しなければならない。そのため、審査官・審判官にとっては、引用発明と対比しやすいように、発明の構成要素が明確であることが重要である。

特許侵害訴訟にあつては、裁判官は、特許発明とイ号物件とを対比し、イ号物件が特許発明の構成要件を充足するか否かを判断する。そのため、裁判官にとつても、構成要件充足性を正確に判断するため、特許発明の構成要素が明確であることが重要である。

また、明細書と引用文献、あるいは明細書とイ号物件目録とでは、同一の物を異なる名称で呼んでいることがある。そこで、明細書で使われている用語がどのような意味内容を持ち、それがどの程度の範囲を指すのかが明確であることが望まれる。明細書とイ号物件とで異なる名称が使われていたとしても、それらの意味内容が明らかであれば、対比しやすいからである。したがって、用語の解釈を行う場面の多い審査官、審判官、裁判官（以下、単に審査官等という。）にとっては、意味内容及び範囲が明確な用語を慎重に選んで用いたような明細書が好ましい。

また、通常、審査等や訴訟において、発明の意義を理解するために発明の作用効果が参酌される。そこで、審査官等にとっては、本願発明と引用発明、あるいは特許発明とイ号物件とを対比するうえで、発明の作用効果が明確に記載されていることが好ましい。また、作用効果が明細書のどこに記載されているかが一目瞭然であることが好ましい。

2.5 第三者の立場

第三者、すなわち出願人（又は権利者）以外の者にとって、明細書は公報という形で、技術情報として利用される。第三者は公報を閲覧することで、重複研究・重複投資を避け、また、権利侵害を未然に防ぐことによって無用な紛争を招かなくて済む。権利者にとつても、徒に紛争を強いられることなく、他社の実施を排除することができる。また、第三者にとって、明細書は、ライセンス供与を希望するか否かの判断材料にもなる。

しかし、公報は大量に発行されるものである。発明者、知財担当者、審査官等と異なり、対象案件が絞り込まれる前の段階において、第三者が時間をかけて公

報（明細書）をじっくりと読み込むことは少ない。そのため、明細書が読みにくく、いわゆるとっつきにくいものであれば、本来関心を持っているはずの第三者や公報を読むことが期待されている第三者（例えば、競合他社の研究者、知財担当者等）が、公報を十分に読まなくなるおそれがある。また、明細書の内容が不明確であれば、第三者が公報の内容を誤解し、結果的に無用な争いを招くおそれがある。

したがって、主に公報という形で明細書に接する第三者にとっては、何よりも読みやすく、内容についての誤解が生じにくい明細書が望まれる。

2.6 弁理士の立場

ここでいう弁理士とは、明細書を作成し、出願後にはその明細書に基づいて中間処理等を行う者である。

明細書作成者たる弁理士も、通常、複数の案件を抱えているものである。深夜や休日に明細書を作成する場合は別として、通常は、明細書作成中に電話がかかってきたり、明細書作成業務を一時中断して他の業務を優先せざるを得ない場合がある。そこで、弁理士にとっては、良質な明細書を効率よく作成するために、作成業務が中断されても品質や作成速度に大きな影響を受けないような明細書が好ましい。

また、弁理士には、発明者又は知財担当者から内容の追加・修正の指示を受け、それらの指示に基づいて明細書の追加・修正を迅速かつ正確に行うことが期待される。したがって、迅速かつ正確な対応ができるよう、追加・修正が行いやすい明細書であることが望まれる。

また、明細書の原稿完成から追加・修正の指示を受

けるまでに、長い期間を要することがある。その結果、追加・修正の指示を受けた時点では、明細書の内容をすぐに思い出せない場合もある。そこで、弁理士にとっては、追加・修正を迅速に行う観点から、内容をすぐに思い出せるような明細書であることが好ましい。

弁理士には、クライアントから、同一の製品等について同時期に複数の出願を依頼される場合がある。また、改良発明の出願を順次依頼される場合がある。そのような場合、弁理士は、内容的に関連する複数の出願の明細書を作成することになる。あるいは、他の弁理士とチームを組み、互いに連携をとりながら、複数の出願の明細書を複数人の弁理士で作成していくこともある。そのような場合には、関連件との整合をとりやすい明細書であることが望まれる。

また、弁理士には、拒絶理由通知に対して効果的な意見書・補正書を作成し、権利を取得することが期待されている。意見書・補正書を作成する弁理士にとっては、クレームに追加可能な構成要素が実施形態の説明中のどこに記載されているかが明確な明細書が望ましい。また、意見書・補正書を作成する弁理士には、補正に際して、出願当初明細書の該当箇所を明示しながら補正の根拠を示し、その補正が新規事項の追加でないことを説明することが求められる。したがって、弁理士にとっては、補正の根拠を示しやすい明細書が望まれる。

2.7 良い明細書の条件

以上、明細書に関与する複数の者の立場から、良い明細書とは何かを検討してみた。それらをまとめると、以下のようになる。

	発明者	知財担当者	審査官等	第三者	弁理士
ポイント	技術内容のチェックがしやすいこと	特許的な視点からのチェックがしやすいこと 特許管理がしやすいこと	審査等がしやすいこと	特許情報を得やすいこと	作成しやすいこと 中間処理がしやすいこと
●速く読める		斜め読みが可能なこと		斜め読みが可能なこと	
●追加・修正が容易	追加や修正が指示しやすいこと	追加や修正が指示しやすいこと			追加や修正が指示しやすいこと
●作成しやすい					作成作業の中断の影響を受けにくいこと 内容をすぐに思い出せること 関連件との整合をとりやすいこと

	発明者	知財担当者	審査官等	第三者	弁理士
●クレーム補正が しやすい		クレームに追加可能な要素がすぐに見つかること			クレームに追加可能な要素がすぐに見つかること 補正の根拠を示しやすいこと
●特許性主張の把握が容易		従来技術→課題→課題解決手段の一連の流れが明確であること 作用効果の記載箇所が一目瞭然、その記載が明確であること	作用効果の記載箇所が一目瞭然、その記載が明確であること		
●引用発明等との対比が容易		クレームの構成要素が明確であること クレームの構成要素が対比しやすい形で記載されていること 用語の意味・範囲が明確であること	クレームの構成要素が明確であること クレームの構成要素が対比しやすい形で記載されていること 用語の意味・範囲が明確であること		
●読みやすさ・明確性	読みやすいこと 明確であること	読みやすいこと 明確であること	読みやすいこと 明確であること	読みやすいこと 明確であること	
●技術内容の確認が容易	技術内容の確認がしやすいこと 技術内容に誤りがないこと				

他にも色々な条件が考えられるだろうが、上記のような条件をできるだけ多く満たす明細書が、特許業務に係わる多くの者のニーズを満たし、特許業務を円滑に進めていく「良い明細書」と言えるのではないだろうか。

3. 良い明細書の作成方法

次に、前述の条件を満たすために効果的だと思われるいくつかの明細書作成方法について述べる。

3.1 速く読める

明細書に限らず文書一般に関して言えることであるが、速く読めるようにするためには、どこに何が書いてあるかが一目瞭然でなければならない。そのために

は、どこに何を書くかを明確に定め、また、それが一目で分かるように文書のフレーム（骨格）を定めなければならない。この点、明細書については、予め複数の欄（【背景技術】、【発明の開示】等）を設けた様式が用意されており、ある程度のフレームは当初からでき上がっている。しかし、明細書をより速く読めるようにするためには、各欄においても、必要に応じて内容のブロック分けを行い、それらを階層構造にすると良い。

例えば、エンジンの発明を例にとった場合、【発明を実施するための最良の形態】の欄において、以下のように階層化された複数のブロックを設定し、ブロックごとに説明を行っていくことが好ましい。

(例)

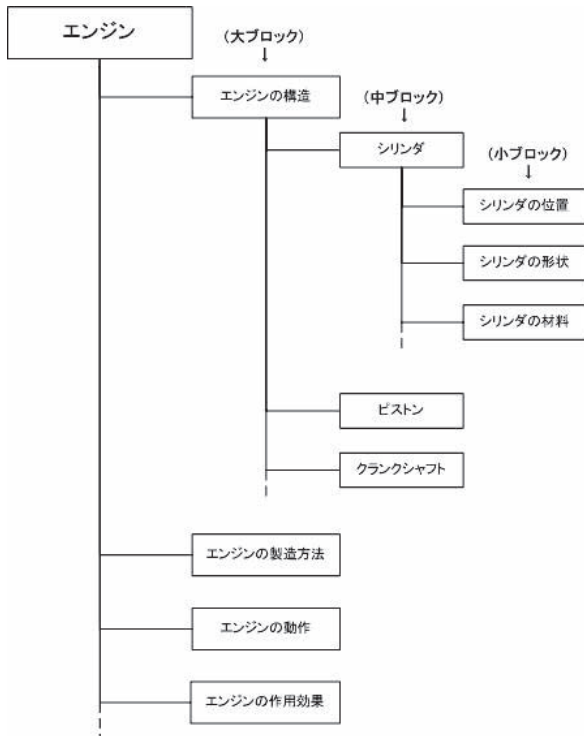


図 1

このような階層構造をとることにより、どこに何が書いてあるかが把握しやすくなる。

さらに、それらのブロックを、一定の規則性又は必然性のある順序で並べていくことが肝要である。どのような順序が良いかは発明の内容によるが、例えば、物の位置（例えば上から下へ）、動力や信号の向き（例えば発信側から受信側へ）等に着目して順序を考える。

このように階層化されたブロック構造を採用し、それらブロックを一定の順序に並べることによって、読み手はブロック単位で内容を大雑把につかむことができるようになり、斜め読みが容易になる。したがって、より短時間で明細書を読むことができるようになる。

3.2 追加・修正が容易

また、ブロックに分けて書くと言うことは、書くべき内容が一箇所に集中し、他のブロックで同一の事項を書いてしまうおそれがないということである。したがって、修正の必要があった場合、その修正は一箇所又はそれに関連するわずかな箇所済み、発明者等による修正の指示及び弁理士による修正作業が容易になる。

また、前述のようにブロック分けすると、明細書をチェックする発明者や知財担当者も、内容をブロック単位で確認することになる。そのため、必要な説明が抜けている場合、そのことを容易に認識できるようになる。例えば、前述の例において、発明者等が「シリ

ンダの位置」に関してさらに言及しておいた方が良くと考える事項があった場合、発明者等は、「シリンダの位置」に関するブロックを読んでいるときに、そのことに気が付きやすくなる。また、ブロック内において説明の漏れがあった場合、追加説明をそのブロック内に追加すれば良いので、発明者等は説明の追加を指示しやすくなる（例：「…という事項を第〇〇段落に追加してください。」）。

さらに、前述のようにブロック分けすると、ブロック単位で内容的に追加したい事項があった場合にも、発明者等はそのことに気が付きやすくなる。例えば、前述の例において、発明者等が「シリンダの寸法」に関しても何らかの説明が必要と考えた場合、「シリンダの寸法」に関するブロックがないことによって、そのことに容易に気が付くことができる。また、その場合、シリンダの寸法に関する説明を一つのブロックにし、それを他のブロックの説明の後に追加すれば良いので、発明者等は説明の追加を指示しやすくなる（例：「…という事項を第〇〇段落の後に追加してください。」）。

また、前述のようにブロック分けすると、明細書の追加・修正を行う弁理士にとっても、便利である。知財担当者等から特定の箇所が指示されず、追加内容のみを指示された場合（例：「…ということを明細書中の適当な箇所に追加しておいてください。」）に、その内容に関するブロックがあれば当該ブロック内に追加し、その内容に関するブロックがなければ、新たにブロックを追加すれば良いからである。例えば、「シリンダの寸法に関する…という説明を追加しておいてください。」という指示を受けた場合、シリンダの構成に関する中ブロック内に、シリンダの寸法に関する小ブロックを新たに追加すれば良く、「シリンダの位置に関して、…という説明を追加しておいてください。」という指示を受けた場合、シリンダの位置に関する小ブロック内に、当該事項を追加すれば良い。

3.3 作成しやすい

また、弁理士にとって、いったんブロック分けを行った後は、明細書作成作業をブロック単位ごとに進めていくことができるので、作成作業の中断の影響を受けにくくなる。他に優先すべき業務が発生した場合、当該明細書の作成業務をきりの良いブロックでいったん中断し、優先業務が終わり次第、その後のブロックから作業を再開できるからである。また、電話がかかっ

てきて中断を余儀なくされた場合などに、わざわざ最初の部分に戻らなくても、中断を余儀なくされたブロックから作業を速やかに再開することができるからである。

さらにまた、前述したように速読が容易となるので、明細書原稿作成から追加・修正の指示を受けるまでに長期間を要したとしても、明細書の内容をすぐに思い出すことができるようになる。

また、関連件がある場合、内容の対比をブロック単位で行うことが可能となるので、関連件との間で整合を取りやすくなる。

3.4 クレーム補正がしやすい

中間処理においてクレーム補正を検討する際、引用発明に記載されていない事項があるかどうかを念頭において、明細書を読み直す場合が多い。前述のように階層化されたブロック構造をとることにより、明細書のどこに何が書いてあるかが明瞭になるので、引用発明に記載されていない事項があるか否かを容易に調べることができるようになる。また、クレームに新たな事項を追加する場合、補正の根拠を探して明細書のあちこちを読み返す必要がなくなり、補正の根拠を示しやすくなる。

3.5 特許性主張点の把握が容易

発明の特許性（新規性、進歩性等）を主張する方法として、従来技術が何であり、どのような課題があり、本願発明がそれをどのように解決したかという一連の説明をすることが一般的である。従来にない全く新しい発明をした場合などの特殊な場合を除き、圧倒的多数のケースでは、従来技術→課題→課題解決手段の一連の流れによって特許性を主張することができ、また、審査官等も特許性を判断する際にそのような流れを重視する。そのため、明細書作成にあたっては、上記の一連の流れを明確にすべきである。

もっとも、そのような説明方法が強制されている訳ではないが、現行の日本の明細書の様式は、従来技術、課題、解決手段を別々の欄に分けて順に記載するようになっており、そのような説明がなされることを念頭において定められている（特許法施行規則第24条、様式第29等）。上記様式に従えば、一連の流れに沿った説明が一応できるようになっている。

しかし、実際には、上記様式に沿った説明であっても、一連の流れが必ずしも明確でない場合も多々見受けられる。その原因の多くは、一連の流れに無関係な

説明が混在していることにあるようである。一連の流れを明確にするためには、その流れに無関係な説明は思い切って省略した方がよい。一連の流れに無関係な説明があると、読み手はその説明に惑わされ、一連の流れがつかみにくくなるからである。また、明細書作成者にとっては、説明の流れに淀みが生じやすくなるからである。明細書作成者は、特許性を主張するための一連の流れ（ストーリー）を決めたら、それをストレートにかつ簡潔に記載すべきだろう。

また、特許性の主張点を把握するために、通常、発明の効果が参酌される。前述したような階層化されたブロック構造を採用する場合、発明の効果についてもブロック分けを行い、発明の効果がどこに記載され、その内容が何かを瞬時に読み取れるようにしておくべきである。

3.6 引用発明等との対比が容易

前述したように、本願発明と引用発明との対比、あるいは特許発明とイ号物件との対比は、通常、発明の構成要素を対比することによってなされる。そのため、対比を容易にするためには、クレームの記載が明確であることは勿論、発明の構成要素が何かを明確に表現すべきである。それには、いわゆる書き流し式のクレームよりも、構成要素を列挙した形式のクレームが良いと考える。

例えば、「先端にキャップが嵌められたボールペン」という書き流し式の記載では、キャップがボールペンの構成要素なのかどうか、この記載だけからでは明確ではない。この場合、キャップがボールペンの構成要素か否かは、明細書全体の記載を参酌することによって判断されることになる。それゆえ、本願発明と引用発明との対比を行う際に、明細書の参酌という作業が必要となる。もしもキャップがボールペンの構成要素であるならば、例えば、「先端部を有するボールペン本体と前記先端部に嵌められたキャップとを備えたボールペン」というように、キャップがボールペンの一構成要素であることを明確に表現した方がよいと思われる。逆に、キャップがボールペンの構成要素でないならば、「キャップが嵌められる先端部を有するボールペン」というような表現が良いのではないだろうか。

なお、構成要素を順に列挙してあれば、構成要素ごとの対比表の作成が容易になる等、形式的にも引用発明等との比較が容易になる。

また、クレームには、引用発明等との対比が容易なように、意味内容が明確な用語を用いるべきである。そのためには、通常用いられている用語を用いるべきであり、造語の使用は極力避けるべきである。ただし、上位概念化が必要とされるクレームの記載において、慣用的な用語をそのまま使ったのでは、意味内容が限定的になることも多い。権利範囲を広げるために造語の使用が避けられないような場合には、できるだけ明細書中に用語の定義を設け、その用語の意味内容を明らかにしておくべきである。また、その用語に含まれる具体物を列記し、審査時又は特許侵害訴訟等において比較対象物が出てきたときに、それが含まれるか否かを容易に判断できるようにしておくことが望ましい。

3.7 読みやすさ・明確性

全体像がつかめなまま読み進んでいくことを余儀なくされると、読み手はイライラするものである。前述の階層化されたブロック構造を採用する場合であっても、全体像が分からない状態で詳細なブロックを読まなければならないとすると、読み手はイライラするものである。読んでいく先の展開が予想できないと、読み手の心理的負担は大きくなる。そこで、各ブロックの説明を順次行っていく前に、全体の概略説明をしておくことが好ましい。例えば、前述の例において、エンジンの構成に関する説明の冒頭において、「本実施形態に係るエンジンは、シリンダと、ピストンと、クランクシャフトと、…とから構成されている。以下、それらを順に説明する。」等の概略説明をする。この概略説明が羅針盤となって、読み手は、全体の中における各ブロックの位置付けを容易に把握することができるようになる。また、読んでいく先の展開を予想できるようになる。それにより、読み手の負担が軽減され、明細書は読みやすいものとなる。

また、明細書の文章は、いわゆる技術文章である。テクニカルライティングに関する多くの書籍等で説明されているように、技術文章は、それぞれトピックセンテンスを有するパラグラフ単位で記載されるべきであり、そのことは明細書においても同様である。前述の階層化されたブロック構造を採用する場合、通常、小ブロックを一つのパラグラフで構成すれば良いが、クレームの構成要素に係わる重要な小ブロックなどでは、多面的に記載したり、変形例に言及するなどして、種々の観点から説明を行うこともある。そのような場

合には、一つのブロックの説明が長くなるので、一つのブロックを複数のパラグラフで構成すれば良い。ただし、各パラグラフにそれぞれの題目（トピック）を設定し、トピックセンテンスを設けることを忘れてはいけぬ。

文章全体が読みやすいように構成されていることも大事であるが、文単位での読みやすさや明確性も重要である。そのためには、明細書の作成に当たって、主語と述語が明確な文を心がけるべきである。読み手は、目で文字を順番通り（明細書は横書きの文書であるので、左から右へ。）に読んでいくが、文字のかたまりを概念に変換する頭の中では、主語と述語が何かを把握し、そのうえで他の語句が主語と述語をどのように修飾しているかを把握する作業を行う。すなわち、目で文字を順序通り追っていく作業を行いながら、頭では主語と述語をいち早く理解しようとする。そのため、一文が長いと、主語と述語を見つけるのに手間と時間がかかることになり、読みやすさを低下させる要因となる。また、一文が長いと、主語と述語との対応関係にねじれが生じたり、矛盾が生じることが多いため、不明確な文になりがちである。したがって、読みやすさや明確性を高めるために、一文はできるだけ短くすべきである。

また、読み手は、既知の情報に関しては修飾語として記載してあっても負担にはならないが、未知の情報を修飾語として記載されると、負担を感じるものである。ところが、明細書作成者は、明細書の作成前から内容を理解（既知）しているので、読み手にとって未知の情報をあたかも既知情報であるかのように修飾語として記載しがちである。例えば、「断面が楕円形の第1のピストンは、アルミ合金製のシリンダ内において、隣の断面円形の第2のピストンと異なる位相をもって往復運動している。」という文には、①第1のピストンは断面が楕円形であり、②第1のピストンはシリンダ内で往復運動しており、③そのシリンダはアルミ合金製であり、④第1のピストンの隣に第2のピストンが存在しており、⑤第2のピストンは断面が円形であり、⑥第2のピストンも往復運動しており、⑦第1のピストンの往復運動と第2のピストンの往復運動とは位相がずれている、という7つの情報が含まれている。読み手は、この一文のみで7つの情報を同時に読み取らなければならない。これら7つの情報の多くが読み手にとって既知又は明らかな事項（例えば上

記②、⑥など)であるならば、上記のような文であっても大きな負担を感じることなく読み進んでいくことができるであろう。しかし、それらの多くが未知情報であるならば(例えば、第1のピストンの断面が楕円形であることや、第1のピストンの隣に第2のピストンが存在していることを前もって説明していない場合など。)読み手は未知情報を主語と述語の関係に置き直して理解しなければならないため、負担が大きくなる。読み手にとって未知の情報については、一文の中で修飾語として記載せず、新たな一文を設け、できるだけ主語-述語の関係で記述するよう心がけるべきである。なお、新規な発明を説明するための文書である明細書では、内容チェックを行う発明者や知財担当者以外の者にとって、その内容の多くは未知の情報である。審査官等の読みやすさを考えると、明細書では、修飾語を多用することは避け、なるべく修飾語の少ない文を使用すべきではないだろうか。

3.8 技術内容の確認が容易

前述したように読みやすく明確な明細書であれば、発明者は技術内容の確認を容易に行うことができると思われる。ただし、前述したように、発明者ならではの視点もある。発明者に良い明細書と評価してもらうためには、特許的に重要でない部分であっても、技術内容に正確性が求められる。

発明者とすれば、誤った説明がなされた明細書をチェックさせられるくらいなら、事前に電話や電子メールなどで内容を確認しておいて貰いたいところだろう。したがって、明細書作成者たる弁理士は、技術内容に自信がない部分については、積極的に発明者に確認すべきである。また、それが特許的に重要でないならば、むしろ説明を省略してしまった方が良い場合もある。特許的に重要な部分でなければ、それを記載したところで審査や権利行使の際に有利にならず、徒に明細書のチェック負担を増すだけだからである。一般に、明細書のボリュームの多い方が良い権利をとれ

る場合が多いが、特許的に重要でない部分の説明を延々と続けることは無意味である。内容を精査し、特許的に重要でない部分については思い切って削除することも、良い明細書の作成方法の一つなのではないだろうか。

また、発明者の確認作業の負担を軽減する意味においても、適切なテクニカルタームを正確に用いることが重要である。それぞれの技術分野には、それぞれの技術を適切に表すためにテクニカルタームが用意されている。意味する内容が同じであっても、用いる用語が慣用されていない用語であれば、テクニカルタームに敏感な発明者は、内容を理解しにくくなるからである。

4. おわりに

以上、良い権利を取得するという観点とは別に、明細書に関与する様々な者の立場からみて良い明細書とは何かを検討し、そのために明細書をどのように作成すべきかについて、私見を述べた。

もとより、明細書というものは奥が深いものであり、良い明細書の条件として本稿で述べた条件以外にも多くの条件があり、その条件を満たすための方法も数多く存在するものと思われる(例えば、本稿では触れなかったが、外国出願が重要な昨今、外国語への翻訳が正確かつ容易になるような明細書が望まれる、等)。また、本稿で述べた良い明細書の作成方法は原則であり、実際には原則通り行かない場合もあり、個々具体的なケースでは特有の方法をとった方が良い場合もあるだろう。良い明細書を作成することは、決して容易なことではない。

特許業務の中心を占める明細書を作成する弁理士として、より良い明細書の作成方法を常に模索し、今後も日々精進を重ね、良い明細書を作成できるよう努力していきたいと思う。

(原稿受理 2008. 6. 2)